

令和元年度あきんど café

開催結果

日時 令和元年7月25日(木) 15時～17時

場所 大阪産業創造館 6階会議室A B

参加者 卸売企業の方など22名

主な内容

消費税軽減税率制度の概要、最新の消費税軽減税率制度に関する質疑事例など

▶ 大阪国税局 課税第二部 消費税課職員から制度の概要等を説明。

- ・「本年10月から、消費税等の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施される。適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する。また、消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える。」
- ・「様々な飲食料品の提供の適用税率の考え方をQ A形式で示しているので、ぜひ参考にしていきたい。」
- ・「適格請求書（いわゆるインボイス）とは、売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段。現行の請求書記載事項のほか、税率ごとに合計した対価の額などを記載する必要がある。事業者は取引の相手方の求めに応じて、交付する義務がある。」



- ・ セミナー終了後も、積極的な個別質疑応答があり、制度について理解を深めていただくことができました。

あきんど Café は、多彩な講師による講演と、積極的に課題解決に取り組もうとする卸売企業の方々の相互交流により、新たなビジネス展開や企業の課題解決のためのシーズやヒントを見つけていただく場です。